



発行

練馬西青色申告会

ねりま西

## 青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

## 平成22年分の確定申告所感

会員の皆様、確定申告お疲れさまでした。

青色申告会事務局では会員の正確な記帳及び決算書や申告書の作成ができるようにするため日々研鑽を積み重ねておりますが、正確な決算書や申告書を作成するためには皆様のご協力が必要となります。

さて、今回の確定申告についての注意点を述べさせていただきます。

## ★満期保険金がある場合

平成22年中に生命保険金や損害保険金が満期となり、満期保険金の支払を受けている場合、受け取った満期保険金、今までに支払った掛金の金額についての書類をお持ちにならない、又はそれらの金額が不明であるため、もう一度、来所していただかなければならない会員がおります。満期保険金を受け取った場合はその満期保険金の金額及び今までに支払った掛金又は保険料等を記載した書類(手元がない場合は満期になった保険会社から取り寄せるかその金額を調べていただく。)をご持参ください。なお、お金が入りました、儲けましたという場合は税務署に申告をしなければならぬものがほとんどなので、その年においてそのようなことがありましたら、記帳相談、源泉徴収などで来所の際にご相談ください。

## ★公的年金等

公的年金等の支払いを受けている場合にはその公的年金等の源泉徴収票をご持参されず、もう一

度、来所していただかなければならない会員がおります。公的年金等の源泉徴収票は毎年1月の末日頃に厚生労働省年金局等から送付されますので、確定申告時には必ずその公的年金等の源泉徴収票をご持参くださるようお願いいたします。

## ★医療費控除について

医療費控除の対象となる金額は10万円を超える部分だと思っている会員が多く見受けられますが、会員の所得によつてはその年において支払った医療費が10万円以下であっても医療費控除が受けられる場合もありますので、その年において医療費の支払いをした方はその医療費の領収書を必ず保存しておき、確定申告時にその領収書をご持参ください。なお、その年において支払った医療費は、ご自身で集計していただくようお願いいたします。

## ★前年以前の決算書の持参

確定申告時において前年以前3年分の決算書及び申告書控をご持参いただくことをお願いしておりますが、ご持参していただけない方が見受けられます。前年以前3年分の決算書は本年分の減価償却費、前年以前3年分の純損失の繰越控除や消費税の申告に必要な資料となります、特に消費税については平成22年に消費税の申告書提出しなければならぬかどうかの判定をする場合その年の2年前の決算書及び申告書控が必要となりますので必ずご持参いただきますようお願いいたします。

## ★振替納税のお勧め

所得税の申告期限及び納期限は3月15日、消費税の申告期限及び納期限は3月31日ですが、申告期限ぎりぎりまで申告をした場合において、多額の所得税額や消費税額が算出された場合にはその納付税額を納期限までに用意できないことも考えられます。そこで振替納税を利用することにより所得税は平成23年4月22日(金)まで、消費税は平成23年4月27日(水)までに自分の希望する口座に納付税額に相当する金額を入金することによりその納付税額が引き落とされるので、ぜひとも振替納税をご利用することを勧めいたします。

## ★e-Taxのお願い

練馬西青色申告会では、会員の皆様に対し、e-Tax(国税電子申告)による申告をお勧めしておりますのでぜひとも住基カード及び電子証明書の取得をお願いいたします。

## ★複式簿記による記帳

手書きで記帳されている会員の中には、決算書を作成してみると貸借の合わない方が見受けられます。決算書の貸借を合わせるには日頃の記帳をきちんと行い、毎月試算表を作成する必要があります。

また、会計ソフトを使用している会員の中にも決算書を拝見しますと、このままその決算書を作成して提出することに疑問が生ずる決算書が見受けられます。つきましては、確定申告時において

正しい決算書を作成するため、特に複式簿記で記帳されている方は会計ソフトの使用者を含めて、確定申告時だけでなく、年に何回か青色申告会事務局をご利用していただくことをお勧めいたします。

なお、会計ソフトを使用している会員については決算指導日(1月20日から3月15日)の期間に初めてその会計ソフトの内容を拝見してからの決算書等の作成は長時間を要するため、平成23年度は8月下旬から1月の中旬までの期間に前もって会計ソフトの指導期間を設けますのでぜひとも事務局をご利用下さい。

## ★更正の請求

平成22年分の所得税の確定申告書を提出した後に、平成23年3月16日以後に次のような事由があつた場合にはその確定申告書の提出期限から1年以内に限り、更正の請求をしてその確定申告書を訂正し、税額の還付を受けることができます。

(1) 申告書を提出した会員に扶養している子や親などの家族や配偶者(他の申告者の扶養親族になつていない者、合計所得金額が38万円超である者、青色事業専従者に該当するもので給与の支払いを受けているもの、事業専従者に該当するものを除く。)について扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除をしていなかった。  
(2) 自分が寡婦あるいは寡夫に該当するのに寡婦(寡夫)控除をしていなかった。  
(3) 国民年金や国民年金基金、国民健康保険料、労働保険料などの社会保険料の支払いがあつたのに社会保険料控除をしていなかった。

(4) 減価償却費の計算をしていなかった。あるいは実際より少なく計算していた。  
(5) 平成22年分に必要経費に算入すべき消費税額、事業税額、固定資産税額を必要経費に算入していなかった。

## ★修正申告

所得税の確定申告書を提出した後に、平成23年3月16日以後に次のような事由があつた場合にはその申告について更正(税務調査など)を受けるまでは、申告した所得金額や税額等を訂正するために修正申告書を提出することができます。修正申告をした場合には、先の申告が誤つたことについて正当な理由のない限り過少申告加算税が賦課されますが、その修正申告書が税務署の調査によつて更正を受けることを予知してされたものでないときは過少申告加算税は賦課されません。(延滞税は課税されます。)  
(1) 配偶者控除、扶養控除を受けていた家族のその年分の合計所得金額が38万円を超えることがわかつた場合。  
(2) 売上代金の集金が済んでいないあるいは口座への振り込みがないため、その年分のその未収の売上金額を収入金額に計上していなかった。  
(3) 生命保険契約、損害保険契約が満期になったため、満期返戻金の支払いを受けたが、なんの処理もしてなかった。  
以上のことに注意いただき、来年もより正確な確定申告をしていただきますようお願いいたします。



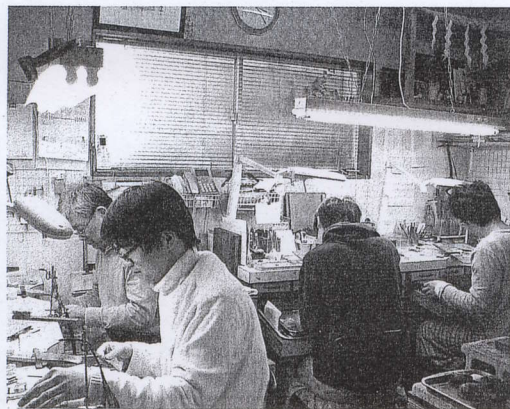
# 片山鐵太郎氏を訪ねて

はじめに3月11日の東日本大震災でお亡くなりになられました方々にご冥福をお祈りするとともに被災された方々、関係者の方々に心よりお見舞いを申し上げます。取材した日も数回余震がありました。

今回は、関町南三丁目にある宝飾職人の「かたやま工芸」片山鐵太郎氏を訪ねました。関町南三丁目は、昔は、ゼロ戦で有名な中島飛行場の社宅があったということです。その社宅の跡地に新興住宅が立ち並び、とても閑静な住宅地で空気が清々しかったです。

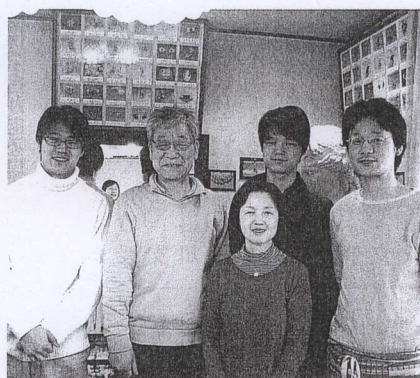
片山鐵太郎氏は、実は三代目一代目はお父さんの菊次郎氏です。青色申告会に入会したのは、お父さんの菊次郎氏で、昭和40年、その後を引き継いだのが鐵太郎氏でした。私が鐵太郎氏を知ったきっかけは、当会で毎年行っている記帳相談会、その時に語る鐵太郎氏の職人魂が印象に残っておりました。

宝石という贅品と思われがちですが、ひとつひとつ端正だめて創つたものですので、売れた時には娘を嫁に出す思いであるとのことでした。私も早速指輪をはめてみると、感觸のいいこと



この道45年、2001年からは、宝石店の外注の仕事から手を引き、個展を開催し販売しているとのこと。お陰様で個展以外では、クチコミで広がっているということでした。

宝石はけつして安いものではないので、納得して購入してほしいとのことでした。それには、技術者である我々が説明するのが番。但し、営業向きではないので、説明だけで終わることもたびたびあるとのことでした。ただ、お客様と直にお話するの



は奥様で、とても笑顔の似合う素敵なお方でした。

よう。しかし、同世代の仲間が一代で辞めてしまふのがとても残念なことであると、こういう職人に、援助の手はないものか。職人がいなくなるのは、国の衰退に繋がるのではという危機感を感ずるところでした。

かたやま工藝では、お電話いただければいつでもご覧いただけ、説明もしていただけるのとことです。リフォームも取り扱っているとのことでしたので、是非お立ち寄りください。送迎もしております。(八人乗りの車でした。)

子や孫の代まで残せるジュエリーですので、是非自分の目で見てご購入くださいね。

特にお勧めは、オリジナル製品が主ですので、記念に残るとき、例えば、エンゲージリングとか成人のお祝い時にはたつたつしかないものになりますので是非お勧め致します。

かたやま工芸  
片山 鐵太郎

TEL/FAX 03-3929-0494

http://www.j-katayama.com

この度の東日本大震災でお亡くなりになりました方々にご冥福をお祈りするとともに被災された方々、関係者の方々に心よりお見舞い申し上げます。

一日も早い復興をお祈りし、当会も義援金をお願いしております。事務局に義援金箱を用意しておりますので、皆さまのお気持ちをいただきましたたく宜しくお願い申し上げます。

- ① 名 称…練馬西青色申告会 会長 青木 泉
- ② 所 在 地…東京都練馬区東大泉 4-16-3
- ③ 手 続 方 法…事務所内に義援金箱を設置
- ④ 義援金の拠出先…社団法人東京青色申告会連合会経由 日本赤十字社
- ⑤ 募 集 期 間…第一次 平成23年5月31日まで
- ⑥ 預 り 証…ご希望の方には寄付金控除の対象となる預り証を発行致します。

**紹介して下さい!!**

# **二大特典**

②紹介者には記念品5,000円

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
 上記の方で青色申告会に  
 まだ入会されていない方  
 をご紹介下さい。  
 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

# 平成23年度 国家公務員採用Ⅲ種（税務）試験のお知らせ

興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

## 記

- ※ 詳細については、お気軽に練馬西税務署・総務課  
(TEL 03-3867-9711 内線202) までお尋ねください。